



富士市告示第74号

環境基本法（平成5年法律第91号）第16条第2項の規定に基づき、騒音に係る環境基準の地域の類型の指定を次のように定める。

なお、関係図面は、富士市環境部環境保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。

平成23年4月1日

富士市長 鈴木 尚

騒音に係る環境基準の地域の類型の指定

地域の類型	該当地域
A	騒音規制法（昭和43年法律第98号）に基づく第1種区域並びに騒音規制法に基づく第2種区域のうち第一種中高層住居専用地域及び第二種中高層住居専用地域
B	騒音規制法に基づく第2種区域のうちAの地域の類型をあてはめる地域以外の地域
C	騒音規制法に基づく第3種区域及び第4種区域

備考

この表において、騒音規制法に基づく第1種区域、第2種区域、第3種区域及び第4種区域は、騒音規制法第3条第1項の規定に基づく指定地域及び同法第4条第1項の規定に基づく騒音の規制基準（平成13年富士市告示第21号）の第1表の第1種区域、第2種区域、第3種区域及び第4種区域をいい、第一種中高層住居専用地域及び第二種中高層住居専用地域は、都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条の規定により定められた地域をいう。

附 則

この告示は、公示の日から施行する。